

## 1 平成28年度適用の税率

(平成28年4月1日現在)

税目	税率	納期
個人県民税	<p>1 均等割 年額2,500円 (森林湖沼環境税分1,000円及び東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含む。)</p> <p>2 所得割 課税総所得金額 課税退職所得金額 課税山林所得金額 の合計額 <math>\frac{4}{100}</math></p> <p>【参考】個人市町村民税 均等割 年額3,500円 所得割 <math>\frac{6}{100}</math></p>	<p>1 特別徴収 (1)給与所得者 6月から翌年の5月まで毎月 (2)公的年金所得者 4月, 6月, 8月, 10月, 12月及び 翌年の2月まで年6回</p> <p>2 普通徴収 6月, 8月, 10月及び翌年の1月の 年4回(市町村民税と同じ。)</p>
法人県民税	<p>1 均等割(森林湖沼環境税分10%含む。) (1)次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち同法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの。(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財團法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの 年額 22,000円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超えるもの 年額 55,000円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるもの 年額 143,000円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもの 年額 594,000円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの 年額 880,000円 2 法人税割 平成8年2月1日から平成33年1月31までの間に終了する各事業年度分の法人税割 ・資本金等の額が1億円を超える法人、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社で純資産額が1億円を超える法人 <math>\frac{4.0}{100}</math> ・上記以外の法人 <math>\frac{3.2}{100}</math></p>	申告納付 地方税法第53条の規定による申告書の提出期限
県民税利子割	$\frac{5}{100}$ この他に、所得税として $\frac{15}{100}$	支払を受けた翌月10日まで

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
な し	な し
次の各号の一に該当するもののうち、特に必要と認めるものに対し減免する。 1 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） 2 防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	な し
な し	な し

税目	税率	納期
県民税配当割	$\frac{5}{100}$ この他に、所得税として $\frac{15}{100}$ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までは $\frac{3}{100}$ この他に、所得税として $\frac{7}{100}$	支払を受けた翌月10日まで ただし、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）にかかる配当等については、翌年1月10日まで
県民税株式等譲渡所得割	$\frac{5}{100}$ この他に、所得税として $\frac{15}{100}$ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までは $\frac{3}{100}$ この他に、所得税として $\frac{7}{100}$	支払を受けた翌年1月10日まで
個人事業税	1 第一種事業を行う個人 所得の $\frac{5}{100}$ 2 第二種事業を行う個人 所得の $\frac{4}{100}$ 3 第三種事業のうち法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得の $\frac{3}{100}$ 4 上記以外の第三種事業を行う個人 所得の $\frac{5}{100}$	第1期 8月21日から同月31日まで 第2期 11月21日から同月30日まで
法人事業税	1 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 各事業年度の収入金額の $\frac{0.9}{100}$ 2 その他の事業を行う法人 (1) 特別法人 • 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.4}{100}$ • 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の $\frac{4.6}{100}$ (2) その他の法人 • 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.4}{100}$ • 各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額の $\frac{5.1}{100}$ • 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の $\frac{6.7}{100}$	申告納付 1 法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から2月以内 2 法第72条の25第3項又は法第72条の28第2項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から3月以内 3 法第72条の25第5項又は法第72条の28第2項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から4月以内 4 法第72条の26第1項の規定を適用を受ける法人 各事業年度又は各計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 5 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から2月以内

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
な し	な し
な し	な し
<p>1 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害を受けたことによりその納付すべき事業税の全部又は一部を納付することができない旨の申請があつて、これを認めた場合にその納付できないことを認めた税額を減免することができる。</p> <p>2 次の各号の一に該当する者のうち特に必要があると認めるもの（ただし年所得310万円以下。）又は生活保護法の規定により生活扶助を受ける者に限り全部又は2分の1を減免する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者（地方税法施行令第7条に規定する者のうち身体に障害がある者であつて、その障害の症状が固定し又は回復の見込みのないものをいう。）</li> <li>(2) 寡婦（夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者（地方税法施行令第7条の2第1項の各号の一に該当する者の妻）をいう。）</li> <li>(3) 老年者（当該年の前年の12月31日において年齢65歳以上の者をいう。）</li> </ul>	一事業者につき年間の事業の所得から290万円を控除する。
な し	な し

税目	税率	納期
	<p>(3) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の行う事業に対する税率は、特別法人にあっては各事業年度の所得及び清算所得の  <math>\frac{4.6}{100}</math></p> <p>その他の法人にあっては各事業年度の所得及び清算所得の  <math>\frac{6.7}{100}</math></p> <p>(4) 資本金1億円超の法人</p> <p>① 付加価値割      付加価値額の <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>② 資本割      資本金等の額の <math>\frac{0.5}{100}</math></p> <p>③ 所得割      • 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の <math>\frac{0.3}{100}</math></p> <p>• 各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額の <math>\frac{0.5}{100}</math></p> <p>• 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の <math>\frac{0.7}{100}</math></p> <p>• 3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、各事業年度の所得の <math>\frac{0.7}{100}</math></p> <p>※ 平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常どおりの所得課税</p>	

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点

税目	税率	納期																								
地方消費税	消費税額の17／63 (消費税率換算で1.7%)	消費税と同月 (税務署、税関に消費税と併せて申告・納付)																								
不動産取得税	<p>不動産の価格の <math display="block">\begin{cases} \frac{3}{100} &amp; (\text{土地又は住宅の取得}) \\ \frac{4}{100} &amp; (\text{住宅以外の家屋の取得}) \end{cases}</math></p> <p>* 平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した場合の税率は3／100となる。</p> <p>* 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに住宅以外の家屋を取得した場合の税率は3.5／100となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類 取得した日</th> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ H15.3.31</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H15.4.1～H18.3.31</td> <td></td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1～H20.3.31</td> <td>3%</td> <td>3.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20.4.1～H30.3.31</td> <td></td> <td>4%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類 取得した日	土地	家屋		住宅	住宅以外	～ H15.3.31	4%	4%		H15.4.1～H18.3.31		3%	3%	H18.4.1～H20.3.31	3%	3.5%		H20.4.1～H30.3.31		4%		知事が定める日		
種類 取得した日	土地			家屋																						
		住宅	住宅以外																							
～ H15.3.31	4%	4%																								
H15.4.1～H18.3.31		3%	3%																							
H18.4.1～H20.3.31	3%	3.5%																								
H20.4.1～H30.3.31		4%																								
県たばこ税	<p>1,000本につき860円 (ただし、旧3級品は1,000本につき481円)</p> <p>※旧3級品</p> <table> <tr> <td>平成29年4月1日以降</td> <td>〃</td> <td>551円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日以降</td> <td>〃</td> <td>656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日以降</td> <td>〃</td> <td>860円</td> </tr> </table>	平成29年4月1日以降	〃	551円	平成30年4月1日以降	〃	656円	平成31年4月1日以降	〃	860円	当月分を翌月末日までに															
平成29年4月1日以降	〃	551円																								
平成30年4月1日以降	〃	656円																								
平成31年4月1日以降	〃	860円																								
ゴルフ場利用税	<p>ゴルフ場ごとに等級により定額課税する。 等級については次のとおり</p> <table> <tr> <td>1級</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>12級</td> <td>400円</td> </tr> </table>	1級	1,200円	2級	1,100円	3級	1,050円	4級	950円	5級	900円	6級	800円	7級	750円	8級	650円	9級	600円	10級	550円	11級	450円	12級	400円	当月分を翌月15日までに ただし、ゴルフ場の利用を終了し、又はゴルフ場の経営を廃止した場合においては、その終了し、又は廃止した日から5日以内
1級	1,200円																									
2級	1,100円																									
3級	1,050円																									
4級	950円																									
5級	900円																									
6級	800円																									
7級	750円																									
8級	650円																									
9級	600円																									
10級	550円																									
11級	450円																									
12級	400円																									

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
な し	な し
<p>1 次の各号の一に該当する不動産の取得に対しては課税しない。</p> <p>(1) 土地改良法による農地の交換分合による取得と同様の事情と条件による取得</p> <p>(2) 土地収用法による替地の取得と同様の事情と条件による取得</p> <p>(3) 公益財団法人茨城県開発公社又は地方公共団体が主たる設立者となって設立した公益社団法人若しくは公益財団法人で知事の指定するものが、その事業のために行う不動産の取得</p> <p>(4) 土地開発公社又は地方道路公社が、その業務のために行う不動産の取得</p> <p>2 次の各号の一に該当するものが申請書を提出した場合は、減免する。</p> <p>(1) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わると認められる不動産の取得又は特別の事情がある場合において、知事が不動産取得税の減免を必要と認める者の不動産の取得</p> <p>(2) 地方公共団体、条例第41条の2第3号で定める開発公社等又は土地開発公社に対して工場誘致又は住宅建設のための団地を造成するため不動産を譲渡し、又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受ける者がそれに代わるものと認められる不動産を取得した場合において、知事が必要と認めるとき</p> <p>(3) 地方公共団体、開発公社等又は土地開発公社のあつせんにより規則で定める企業者に不動産を譲渡し、それに代わるものと認められる不動産を取得した場合において、知事が必要と認めるとき</p>	土地の取得にあっては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあっては1戸につき23万円、その他のものにあっては1戸につき12万円に満たない場合
卸売販賣業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。	な し
<p>(1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（法第74条の6第1項第1号に規定する輸出業者をいう。）に対する売渡し</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で施行規則第8条の3で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（法第74条の6第1項第2号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し</p> <p>(3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄</p> <p>(4) 既にたばこ税を課された製造たばこ（第42条の11第1項又は第2項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等</p>	
な し	な し

税 目	税 率	納 期
自 動 車 稅	別表のとおり	5月10日から同月31日まで  *証紙徵収分（賦課期日（4月1日午前零時）後に自動車の新規登録の申請があった場合）については、登録の申請をした際に申告納付
自動車取得税	1 軽自動車及び営業用自動車 $\frac{2}{100}$ 2 軽自動車以外の自家用自動車 $\frac{3}{100}$ (注1) 軽自動車及び営業用自動車については、当分の間の措置	自動車の登録・届出時に申告納付

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
<p>1 次の各号の一に該当する自動車（第2号から第5号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては自動車税を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次の各号に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合においては、当該自動車の所有者に課するものとする。</p> <p>(1) 商品であって使用しない自動車        (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車        (3) 学校（学校教育法第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法第64条第4項の法人の設置する学校をいう。）において、専らかつ直接に教育又は保育の用に供する自動車        (4) 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車        (5) 前各号に掲げるものを除く外、専らかつ直接に公用又は公共の用に使用する自動車で課税することが適当でないもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの（第3号に該当する自動車の場合にあっては1人の障害者につき自家用のもの1台に限る。）に対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、自動車税（第1号に該当する自動車の場合にあっては、同号の災害を受けた日の属する年度分の自動車税に限る。）を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害（以下「災害」という。）により、その所有する自動車について損害を受けた場合において、当該災害を受けた自動車を修繕した後継続して運行の用に供するもの        (2) 社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が所有し、専ら当該法人の業務の用に供する自動車        (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者（以下「障害者」という。）又は障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの        (4) 構造上障害者等の利用に専ら供する自動車（前号に掲げるものを除く。）        (5) 国土交通大臣が作成した計画に基づき知事が交付する補助金を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗用バスとして規則で定めるもの        (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車</p>	なし
<p>次の各号の一に該当する自動車の取得で、知事が必要があると認めるものに対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、自動車取得税を減免する。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車若しくはべき地巡回診療の用に供する自動車又は日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得</p> <p>(2) 障害者又は障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事が必要と認める者が運転する当該障害者又は当該障害者と生計を一にする者の自動車の取得</p>	取得価額が50万円以下 (注) 平成30年3月31日までに取得した場合

税目	税率	納期
	<p>(注2)</p> <p>一定の構造をもつ自動車や、排出ガス、燃費等の各種基準を満たす自動車は、税率等が軽減される。</p> <p>・平成29年3月31日までに新車(乗用車)を取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全額免除(0%)<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等</li> <li>・「★★★★★」かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>②標準税率80%軽減<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>③標準税率60%軽減<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>④標準税率40%軽減<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成27年度燃費基準+10%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>⑤標準税率20%軽減<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成27年度燃費基準+5%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> </ul> <p>・平成29年3月31日までに中古車(乗用車)を取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①課税標準額から45万円控除<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等</li> <li>・「★★★★★」かつ平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>②課税標準額から35万円控除<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>③課税標準額から25万円控除<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成32年度燃費基準達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>④課税標準額から15万円控除<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成27年度燃費基準+10%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> <li>⑤課税標準額から5万円控除<ul style="list-style-type: none"> <li>・「★★★★★」かつ平成27年度燃費基準+5%達成の乗用車(ガソリン車)</li> </ul></li> </ul> <p>※「★★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成</p> <p>※このほか、一定の排出ガス、燃費等の各種基準を満たす軽量車・中量車・重量車(バス・トラック)を取得した場合や、バリアフリー車両及び一定の先進安全自動車を新規取得した場合は、税率等が軽減される。</p>	
軽油引取税	軽油1キロリットルにつき 32,100円	当月分を翌月末日までに
鉱区税	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試掘鉱区 面積100アールごとに年額200円</li> <li>・採掘鉱区 面積100アールごとに年額400円</li> </ul> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに年額200円</p> <p>3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区</p> <p>1に規定する税率の3分の2</p> <p>4 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するもの 河床の延長1,000メートルごとに年額600円</p>	5月21日から同月31日まで

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
(3) 構造上障害者の利用に専ら供する自動車の取得 (前号に掲げるものを除く。)  (4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車の取得	
1 次の各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条の11第3項の規定による知事の承認があった場合に限り軽油引取税を課さない。 (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り  2 法第144条の6に掲げる軽油の引取りに対しては第60条の15第4項の規定による免税証の交付があった場合又は法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。	な し
な し	な し

税目	税率	納期
狩 猎 稅	<p>1 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、2に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>2 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円</p> <p>3 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、4に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>4 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者及び第二種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員については課税免除 ※鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩獵者の登録が平成31年3月31日までに行われた場合は課税免除 ※狩獵者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に鳥獣の許可捕獲等を行った者については、狩獵者の登録が平成31年3月31日までに行われた場合は上記の2分の1の税額</p>	<p>狩獵者の登録を受ける日 (証紙徵収)</p> <p>不足税額を徵収する場合においては、知事が定める日 (普通徵収)</p>
固 定 資 產 稅	<p>大規模償却資産の価格のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額の <math>\frac{1.4}{100}</math></p>	<p>第1期 4月21日から同月30日まで 第2期 7月21日から同月31日まで 第3期 12月16日から同月25日まで 第4期 翌年2月21日から同月末日まで</p>
核燃料等取扱税	<p>1 設置している原子炉の熱出力 1,000キロワットにつき 30,500円</p> <p>2 原子炉に挿入された核燃料の価額の <math>\frac{8.5}{100}</math></p> <p>3 再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 60,100円</p> <p>4 再処理施設において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,500円</p> <p>5 再処理施設において保管する高放射性廃液の数量 1立方メートルにつき 1,594,000円</p> <p>6 再処理施設において保管するガラス固化体に係る容器の数量 1本につき 1,219,000円</p> <p>7 原子力施設において保管する分離プルトニウムに含まれるプルトニウムの重量 1キログラムにつき 5,100円</p> <p>8 原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器に封入等したときの当該容器の容量 1立方メートルにつき 106,000円</p> <p>9 原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量 1立方メートルにつき 5,100円</p>	<p>1, 3~6, 8, 9にあっては課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに申告納付 2にあっては、原則として核燃料を挿入した日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに申告納付 7にあっては課税期間の末日から起算して7月を経過する日の属する月の末日までに申告納付</p>

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
<p>次の各号の一に該当する者に対しては、狩猟税を減免する。</p> <p>1 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受け る者で生活保護法の規定により生活扶助を受けている もの</p> <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受け る者で、その資産について前年の狩猟者の登録を受け た日から当該年の登録を受ける日の前日までの間におい て震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受 けたことにより狩猟税を納付することができないと認 められるもの</p>	な し
な し	な し
<p>1 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税 の課税標準となる重量が1キログラム未満の場合</p> <p>2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税 の課税標準となる容量が1立方メートル未満の場合</p> <p>3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税 の課税標準となる容量が5立方メートル未満の場合</p>	な し

(別表)

## 自動車税税率表

課 税 標 準			税 率 1台に つき年額
営業用乗用車	ロータリー車・電気自動車を除く自動車	総排気量1.0リットル以下	7,500
		1.0リットル超1.5リットル以下	8,500
		1.5リットル超2.0リットル以下	9,500
		2.0リットル超2.5リットル以下	13,800
		2.5リットル超3.0リットル以下	15,700
		3.0リットル超3.5リットル以下	17,900
		3.5リットル超4.0リットル以下	20,500
		4.0リットル超4.5リットル以下	23,600
		4.5リットル超6.0リットル以下	27,200
		6.0リットルを超えるもの	40,700
乗用車	ロータリー車	1.0リットル超1.5リットル以下	8,500
		1.5リットル超2.0リットル以下	9,500
		2.5リットル超3.0リットル以下	15,700
電気自動車			7,500
自家用乗用車	ロータリー車・電気自動車を除く自動車	総排気量1.0リットル以下	29,500
		1.0リットル超1.5リットル以下	34,500
		1.5リットル超2.0リットル以下	39,500
		2.0リットル超2.5リットル以下	45,000
		2.5リットル超3.0リットル以下	51,000
		3.0リットル超3.5リットル以下	58,000
		3.5リットル超4.0リットル以下	66,500
		4.0リットル超4.5リットル以下	76,500
		4.5リットル超6.0リットル以下	88,000
		6.0リットルを超えるもの	111,000
トランク	ロータリー車	1.0リットル超1.5リットル以下	34,500
		1.5リットル超2.0リットル以下	39,500
		2.5リットル超3.0リットル以下	51,000
電気自動車			29,500
営業用トランク	最大乗車定員3人以下	最大積載量が1トン以下	6,500
		〃 1トン超2トン以下	9,000
		〃 2トン超3トン以下	12,000
		〃 3トン超4トン以下	15,000
		〃 4トン超5トン以下	18,500
		〃 5トン超6トン以下	22,000
		〃 6トン超7トン以下	25,500
		〃 7トン超8トン以下	29,500
		〃 8トンを超えるもの	4,700円を29,500円に1トンを超えるごとに加算した額
		小型けん引車	7,500
普通けん引車			15,100

※標準税額のみ。自動車税のグリーン化に伴い、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率が低くなり

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率が高くなる。(おおむね15%の重課)

※ロータリー車については、単室容積×ローター数×1.5で得た数値を総排気量とする。

課 税 標 準			税 率 1台に つき年額	
営業用トランク	最大乗車定員3人以上	総排気量1.0リットル以下	10,200	
		1.0リットル超1.5リットル以下	11,200	
		1.5リットルを超えるもの	12,800	
		電気自動車	10,200	
		総排気量1.0リットル以下	12,700	
		1.0リットル超1.5リットル以下	13,700	
		1.5リットルを超えるもの	15,300	
		電気自動車	12,700	
		総排気量1.0リットル以下	15,700	
		1.0リットル超1.5リットル以下	16,700	
乗用車	4人以上	1.5リットルを超えるもの	18,300	
		電気自動車	15,700	
		総排気量1.0リットル以下	18,700	
		1.0リットル超1.5リットル以下	19,700	
		1.5リットルを超えるもの	21,300	
		電気自動車	18,700	
		総排気量1.0リットル以下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に3,700円を加算した額	
		1.0リットル超1.5リットル以下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に4,700円を加算した額	
		1.5リットルを超えるもの	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に6,300円を加算した額	
		電気自動車	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に3,700円を加算した額	
普通被けん引車	小型被けん引車			
	3,900			
	最大積載量が8トン以下	7,500		
	〃 8トン超9トン以下	11,300		
	〃 9トン超10トン以下	15,100		
	〃 10トン超11トン以下	18,900		
	〃 11トン超12トン以下	22,700		
	〃 12トン超13トン以下	26,500		
	〃 13トン超14トン以下	30,300		
	〃 14トン超15トン以下	34,100		
自家用トランク	3人以下	〃 15トン超16トン以下	37,900	
		〃 16トン超17トン以下	41,700	
		〃 17トンを超えるもの	3,800円を加算した額	
		41,700円に1トンを超えるごとに		
		最大積載量が1トン以下	8,000	
		〃 1トン超2トン以下	11,500	
		〃 2トン超3トン以下	16,000	
		〃 3トン超4トン以下	20,500	
		〃 4トン超5トン以下	25,500	
		〃 5トン超6トン以下	30,000	
普通けん引車	3人以下	〃 6トン超7トン以下	35,000	
		〃 7トン超8トン以下	40,500	
		〃 8トンを超えるもの	6,300円を加算した額	
		40,500円に1トンを超えるごとに		
小型けん引車			10,200	
普通けん引車			20,600	

課 税 標 準		税 率 1 台 に つき年額
ト ラ バ ク 自 家 ツ 用 ク	最大乗車定員4人以上	総排気量1. 0リッル以下 13,200
		1. 0リッル超1. 5リッル以下 14,300
		1. 5リッルを超えるもの 16,000
		電気自動車 13,200
		総排気量1. 0リッル以下 16,700
		1. 0リッル超1. 5リッル以下 17,800
		1. 5リッルを超えるもの 19,500
		電気自動車 16,700
		総排気量1. 0リッル以下 21,200
		1. 0リッル超1. 5リッル以下 22,300
		1. 5リッルを超えるもの 24,000
		電気自動車 21,200
	4人以下の欄に掲げる当該税率に5,200円を加算した額	総排気量1. 0リッル以下 25,700
		1. 0リッル超1. 5リッル以下 26,800
		1. 5リッルを超えるもの 28,500
		電気自動車 25,700
普通被けん引車	4トンを超えるもの	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に5,200円を加算した額
		1. 0リッル超1. 5リッル以下
		1. 5リッルを超えるもの
		電気自動車
	小 型 被 け ん 引 車	5,300
	最大積載量が8トン以下	最大積載量が8トン以下 10,200
		" 8トン超9トン以下 15,300
		" 9トン超10トン以下 20,400
		" 10トン超11トン以下 25,500
		" 11トン超12トン以下 30,600
		" 12トン超13トン以下 35,700
		" 13トン超14トン以下 40,800
		" 14トン超15トン以下 45,900
		" 15トン超16トン以下 51,000
		" 16トン超17トン以下 56,100
		" 17トンを超えるもの 5,100円を加算した額 56,100円に1トンを超えるごとに
		56,100円に1トンを超えるごとに
		56,100円に1トンを超えるごとに
バス営業用その他	一般乗合用	乗車定員30人以下 12,000
		30人超40人以下 14,500
		40人超50人以下 17,500
		50人超60人以下 20,000
		60人超70人以下 22,500
		70人超80人以下 25,500
		80人を超えるもの 29,000
		乗車定員30人以下 26,500
	その他の車両	30人超40人以下 32,000
		40人超50人以下 38,000
		50人超60人以下 44,000
		60人超70人以下 50,500
		70人超80人以下 57,000
		80人を超えるもの 64,000
		乗車定員30人以下 26,500
		30人超40人以下 32,000
		40人超50人以下 38,000
		50人超60人以下 44,000

課 税 標 準		税 率 1 台 に つき年額
バス自家用	通園・通学用	乗車定員30人以下 12,000
		30人超40人以下 14,500
		40人超50人以下 17,500
		50人超60人以下 20,000
		60人超70人以下 22,500
		70人超80人以下 25,500
		80人を超えるもの 29,000
		乗車定員30人以下 33,000
		30人超40人以下 41,000
		40人超50人以下 49,000
小型三輪	その他	50人超60人以下 57,000
		60人超70人以下 65,500
		70人超80人以下 74,000
		80人を超えるもの 83,000
		営業用 4,500
		自家用 6,000
		靈さゆう車 12,000
		乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの) 乗用車の欄に掲げる当該税率
		トラックに類するもので最大積載量の定めがあるもの(形状によりトラックの税率を適用するもの) トラックの欄に掲げる当該税率
		その他のもの 小型自動車 9,000
特種用途自動車	その他のもの	普通自動車 18,500
		小型自動車 11,500
		普通自動車 25,500
		乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの) 教習車 26,500
		その他のもの 乗用車の欄に掲げる当該税率
		トラックに類するもので最大積載量の定めがあるもの(形状によりトラックの税率を適用するもの) 教習車 16,700
		その他のもの トラックの欄に掲げる当該税率
		総排気量1. 0リッル以下 23,600
		1. 0リッル超1. 5リッル以下 27,600
		1. 5リッル超2. 0リッル以下 31,600
キャンピング車	キヤンピング車	2. 0リッル超2. 5リッル以下 36,000
		2. 5リッル超3. 0リッル以下 40,800
		3. 0リッル超3. 5リッル以下 46,400
		3. 5リッル超4. 0リッル以下 53,200
		4. 0リッル超4. 5リッル以下 61,200
		4. 5リッル超6. 0リッル以下 70,400
		6. 0リッルを超えるもの 88,800